

平成29年11月13日

特定非営利活動法人日本アトピー協会

代表理事 倉谷 康孝

[jadpa@wing.ocn.ne.jp](mailto:jadpa@wing.ocn.ne.jp)

06-6204-0002

## 「医療用ヘパリン類似物質製剤の処方制限」に反対します

平素は、アトピー・アレルギー疾患への医療向上、法整備等にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

先日来、新聞、テレビ、ネットニュースにおいて処方保湿剤ヒルドイドをはじめとするヘパリン類似物質製剤を保険適用から除外するという報道が多数なされました。ご存じのとおり、ネット情報等を通じて「美容目的の処方」を求める方々が増加していることを理由とした、健康保険連合会様による政策提言が発端です。

日本アトピー協会は、一部の方による節度のない行動が原因で、アトピー性皮膚炎の患者さんのQOLや経済的負担に悪影響が及ぶことになるこの提言を到底受け入れることができません。

アトピー性皮膚炎は、長年に渡って増悪と寛解を繰り返す、強烈な痒みを伴った疾病です。症状のコントロールには保湿剤の継続使用が欠かせません。「アトピー性皮膚炎診療ガイドライン」でも、症状の改善・寛解の維持のために保湿剤の継続使用が強く推奨されることが明記されています。最近の研究では、保湿剤単剤によりアトピー性皮膚炎を再燃させない、あるいは、発症を予防したり罹患者数が抑制できたりする可能性も指摘されています。

アトピー性皮膚炎の患者さんは、24時間365日痒みと戦いながら生活されており、重度の方では「気が狂うほどの痒み」と訴える方もおられ、自らの命を絶とうと思ひ悩むといった限界をご経験される方も多くおられます。このような患者さん方の症状の改善・コントロールに必要な処方薬として、保湿剤は大きな割合を占めています。このため、私どもとしましては、一部の節度のない方々の行いが原因で、アトピー性皮膚炎患者さんの日常生活に欠かせない保湿剤を保険適用から除外するとの提言は、信じがたく断じて受け入れられません。

日本アトピー協会としましては、当協会ホームページや協会発行の通信紙「あとびいなう」を通じて、私どもの法人賛助会員様や報道機関に対して、「美容目的の処方」がそもそも不適切であることを情報発信するとともに、「美容目的による処方」を求める方々に対して、その行いによってアトピー性皮膚炎の患者さん方が蒙るQOLの低下や経済負担等について、啓発活動を行っていく考えです。

繰り返しになりますが、日本アトピー協会は、上記のとおり、保湿剤への保険適用の継続を求め、今後もアトピー性皮膚炎患者さんが治療に必要なかつ十分な保湿剤の処方を受けられる医療制度が維持されることを強く求めます。

現在、日本アトピー協会では、「アトピー性皮膚炎患者さんの声」を集約しております。時間の関係上、現時点ではまだ一部の声しかお届けできませんが、ある程度集約できましたら改めましてご紹介させていただきます。

「患者さんの声」をご考慮頂けますよう、何卒よろしくご願ひ申し上げます。

以上